

## 令和3年度消防団PR動画作成委託業務に係る仕様書

本仕様書は、令和3年度消防団PR動画作成委託業務を行うために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和3年度消防団PR動画作成委託業務

### 2 目的

各市町村の住民に対して、消防団活動の魅力ややりがい等を発信することでイメージアップを図り、消防団への加入につなげるべく、視覚的にアピールできる動画を作成するものである。作成した動画は、新社会人研修及び高校での防災訓練等各地域の催しや、YouTube及び大分県ホームページ等のメディアを使用して公開することとする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）までとする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 動画の作成

各種イベントやYouTubeでの公開用に、消防団をPRする動画を1本作成すること。

#### (2) 動画の仕様

##### ① 動画の内容

YouTube等のメディアで再生可能な10分以内の動画であること。

消防団活動の魅力が伝わるような動画であること。

##### ② 動画の企画

委託者と協議の上、消防団活動の魅力ややりがいが見聴者に伝わる動画内容等を企画すること。

##### ③ 動画の制作

消防団活動の魅力ややりがいが見聴者に伝わるような撮影や映像作成を行うこと。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合は、受託者の負担とする。なお、必要に応じて、各市町村の所有する動画素材の使用も可とする。ただし、使用する場合は各市町村及び県と協議を行うこと。

##### ④ 動画の編集

映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。

##### ⑤ その他

消防団入団への関心を高める企画や動画閲覧数増加に資する企画があれば提案すること。

## 5 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供すること。

## 6 成果物の納品

以下のものを納品すること。

- (1) 成果品  
作成した動画をDVDで納品することとする。
  - ①DVDプレーヤーで再生可能な形式で20枚（大分県2枚、18市町村各1枚）
  - ②YouTube等アップロード用にMPEG-4形式で1枚
- (2) 納品場所  
大分県生活環境部防災局消防保安室
- (3) 納品期限  
令和4年1月31日（月）

## 7 契約限度額

770,000円（消費税を含む）

## 8 付記事項

- (1) 実施計画の修正  
実施計画は、委託者と受託者との協議により修正できるものとする。
- (2) 権利義務等の譲渡等  
委託者はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

## 9 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する成果品等を改変することができるものとする。

- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

## **10 秘密の遵守等**

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## **11 補則**

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。